

## 工事費内訳書の取扱いについて（電子入札用）

市では、西予市電子入札運用基準に基づき、入札の際に工事費内訳書の提出を義務付けております。工事費内訳書は次のとおり取り扱いますので、十分にご理解のうえ、入札に参加してください。

### 記

#### 1 提出対象工事

全工事（業務委託は除く。）

#### 2 提出時期

入札公告若しくは入札通知書で指定する日時までに、入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。入札時に工事費内訳書を提出できないときは、入札書を無効として、開札しない。

なお、やむを得ない事由により紙入札による場合は、電子入札の入札期間内に、発注者が指定した場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので電子入札システムの締切の日時までに到着したものに限り。）により、入札書と併せて提出すること。

#### 3 工事費内訳書の様式、記載内容

入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、市の設計図書的设计内訳書に対応してもので、**記載内容は少なくとも工種（建築一式の場合は科目）まで**を記載した工事費内訳書を提出すること。

なお、工種（科目）ごとの金額が記載されていないなど工事費内訳書の記載に不備があるときは、工事費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。

- (1) 工事費内訳書の工事価格（税抜工事費計）の金額と入札書の金額が**一致していること**の確認。

- (2) 工事費内訳書に値引き、減額の項目が計上されていないことの確認。
- (3) 業者名、工事名の記載確認。
- (4) 工事区分、工種（建築一式の場合は種目・科目）ごとの金額の確認。

#### 4 その他

市が工事費内訳書の様式を電子媒体（エクセル形式）で示した工事の場合、様式が複数のシートにより構成されていることもあるので、全てのシートに入力漏れがないよう十分に確認したうえで提出すること。